

中小企業倒産防止共済制度の 見直しの検討について

平成28年12月

中小企業庁

I. 経緯

中小企業倒産防止共済制度に関する基本的な事項については、中小企業倒産防止共済法（以下「法」という。）第23条に基づき、少なくとも5年ごとの収支状況及び利用状況の推移及び予測等を基礎として検討することとしており、本年3月の第6回共済小委員会における議論を踏まえ、「中小企業倒産防止共済制度研究会」（座長：山本和彦 一橋大学大学院教授）を設置して具体的検討を実施中。（これまでに3回の研究会を開催。）

II. 主な検討事項

- ・共済の現状及び財政状況について
- ・貸付限度額、掛金納付制限額、掛金月額について
- ・償還期間・据置期間について
- ・共済事由について
- ・1 / 10の掛金の権利消滅について
- ・その他、（一時貸付金について、早期償還手当金について、前納減額金について）

III. 検討体制

- ・ 委員（◎は座長）
 - 浅野 幸弘 横浜国立大学 名誉教授
 - 荒牧 知子 荒牧公認会計士事務所 公認会計士
 - 加々美博久 加々美法律事務所 弁護士
 - 鹿住 倫世 専修大学商学部 教授
 - 平川 茂 税理士法人平川会計パートナーズ 税理士
 - ◎山本 和彦 一橋大学大学院法学研究科 教授

1. 共済の現状及び財政状況について
2. 貸付限度額、掛金納付制限額、掛金月額について
3. 償還期間・据置期間について
4. 共済事由について
5. 1 / 1 0 の掛金の権利消滅について
6. 一時貸付金について
7. 早期償還手当金について
8. 前納減額金について

1. 共済の現状及び財政状況について

1 (1) 中小企業倒産防止共済(経営セーフティ共済)制度の概要

中小企業倒産防止共済制度の概要

中小企業倒産防止共済法（昭和52年法律第84号）に基づき、昭和53年4月に創設された共済制度で、**取引先企業の倒産により売掛金債権の回収が困難となり、自らの連鎖倒産等の事態を防止するための貸付制度**。共済制度運営は、(独)中小企業基盤整備機構で実施している。（申込み窓口は、業務委託により、商工会・商工会議所、中央会、金融機関等で受付。）

共済契約者は、予め掛金を積み立て（月額5千円～20万円、掛金積立限度額800万円）、取引先企業が倒産により売掛金債権が回収困難となった場合に、この回収困難額と積み立てた掛金の10倍のいずれか少ない額を上限に、無担保・無保証人で共済金の貸付けが受けられる。

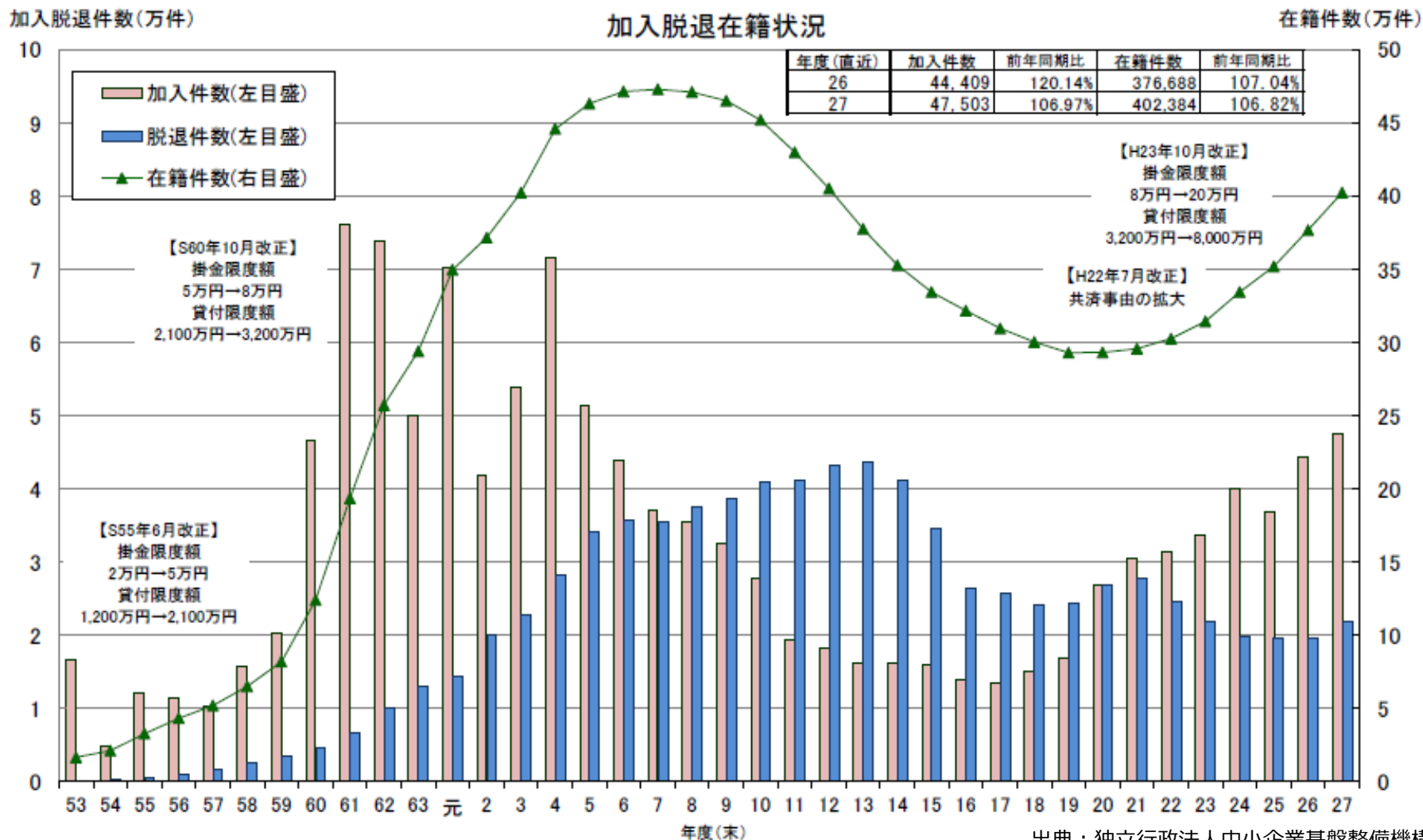
また、掛金が損金（法人）または必要経費（個人事業）に算入出来るなど税制上のメリットがあるほか、臨時に資金を必要とする事態が生じた場合、掛金の範囲内で一時貸付金の貸付を受けることが可能。

各種条件

- 加入資格：中小企業者（個人事業主又は会社）
- 掛金月額：5千円～20万円（5千円単位）
- 掛金限度額：800万円
- 貸付限度額：8,000万円
- 貸付条件：無担保、無保証人、無利子(但し、貸付額の1 / 10を掛金から控除)、いわゆる返済可能性等の金融審査なし
- 共済事由：取引先の倒産
 - (①破産手続、再生手続、更正手続開始、特別清算開始の申し立て（法的倒産）、②手形取引に係る銀行取引停止処分、③弁護士、司法書士が介在する私的整理、④災害による不渡り等（東日本大震災により講じた措置））
- 貸付期間：5年～7年（貸付額に応じ設定）
- 一時貸付金制度：臨時に資金を必要とする事態が生じた場合、掛金の範囲内で一時貸付金の貸付を受けることが可能
- 早期償還手当金制度：貸付けを受けた共済金を繰上償還した場合に手当金を支給

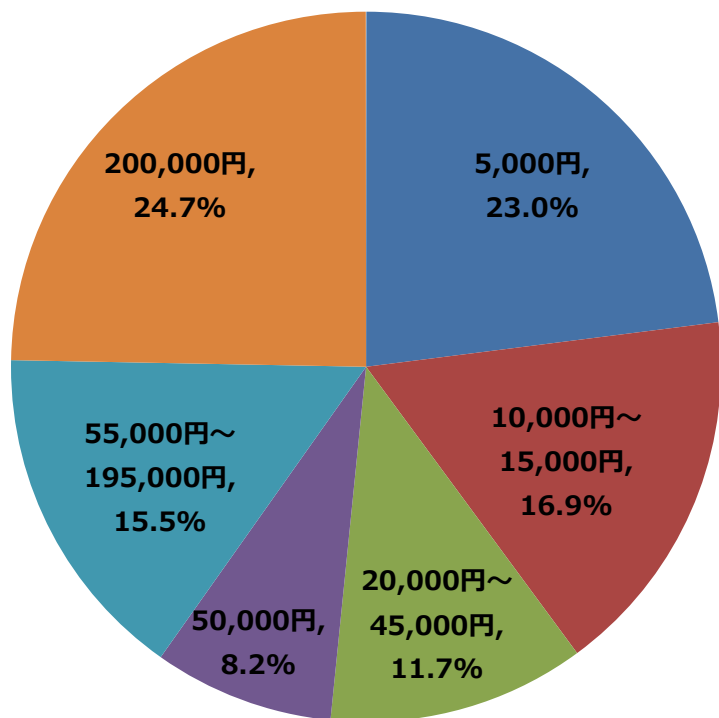
1 (2) 加入・在籍状況

- 在籍状況は、平成7年度の472,937件をピークに減少にあったが、平成19年度末以降増加に転じている。
- 加入状況は、バブル崩壊以降減少傾向であったが、直近10年間は増加基調。平成23年10月の改正法施行後は、加入者が急増している。

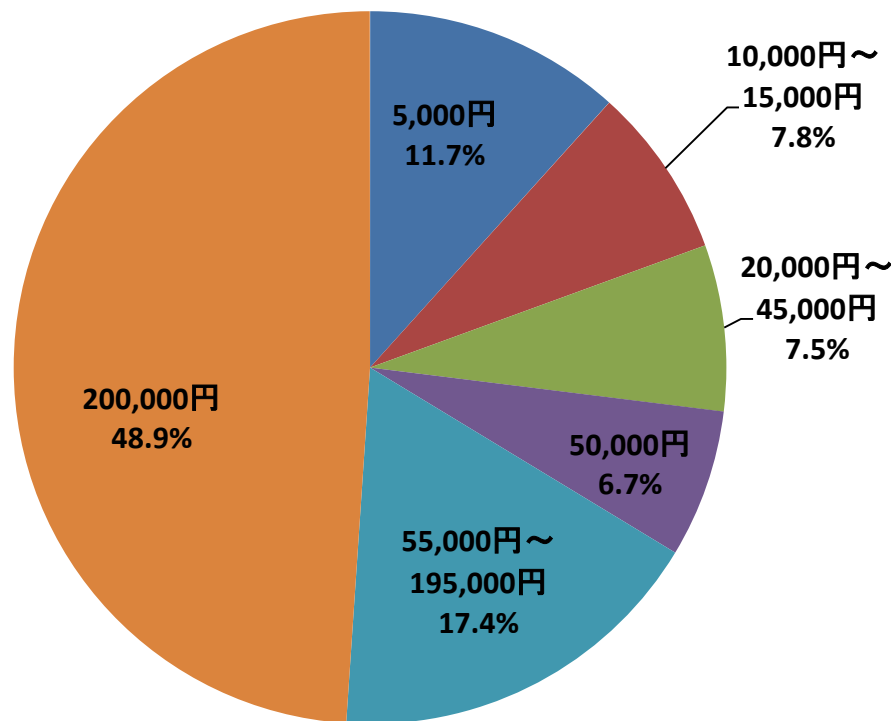


1 (3) 掛金月額 (在籍者、新規加入者)

○ 平成23年の改正法施行以降、掛金月額20万円が増加。平成27年度においては、加入割合の半数近くになる。



在籍者 (27年度末時点)



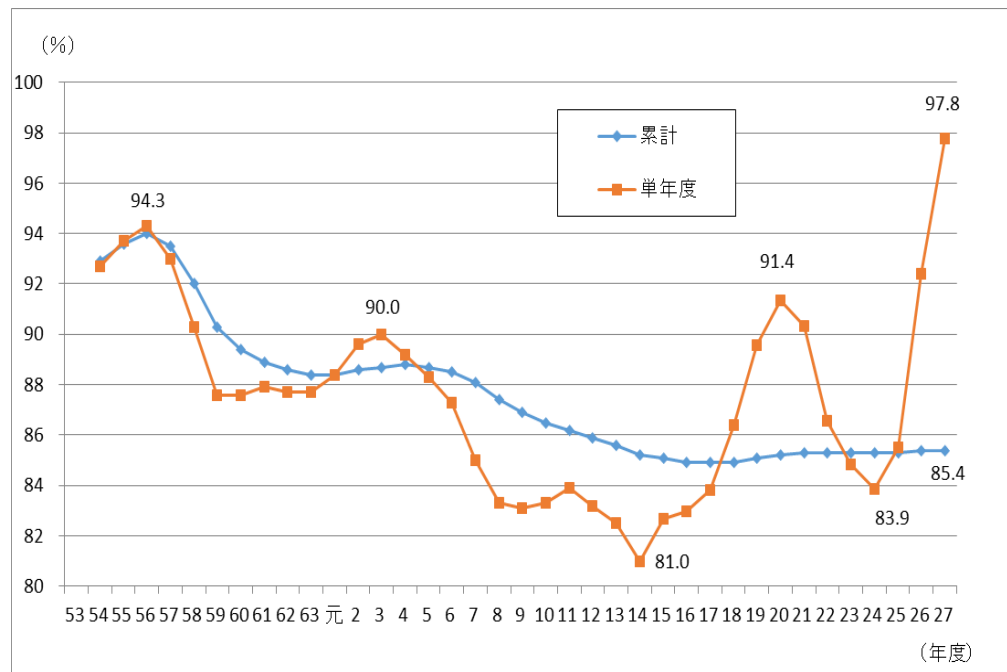
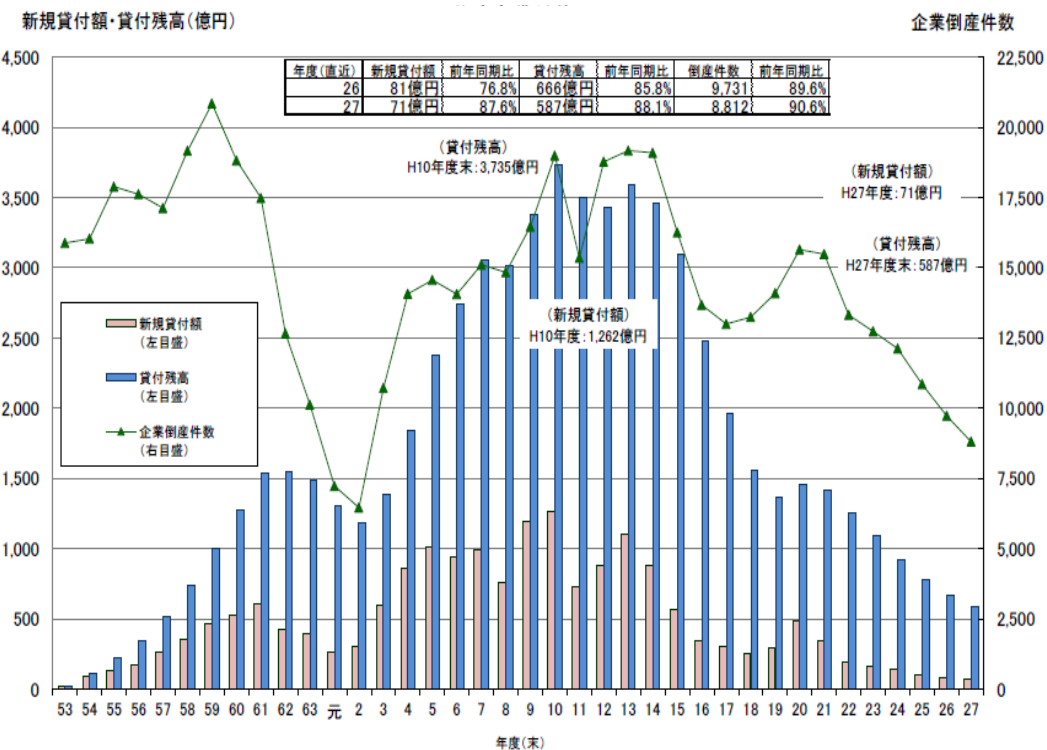
新規加入者 (平成27年度)

1 (4) 共済金の貸付実績、回収率について

- 共済金の新規貸付件数と、企業倒産件数の推移はほぼ同様の動きを示している。
- 近年は、平成20年度をピークに倒産件数・新規貸付額ともに減少傾向であり、共済事由の発生率においても、この傾向は同様。
- 回収率は、近年は向上傾向。

共済金の貸付状況

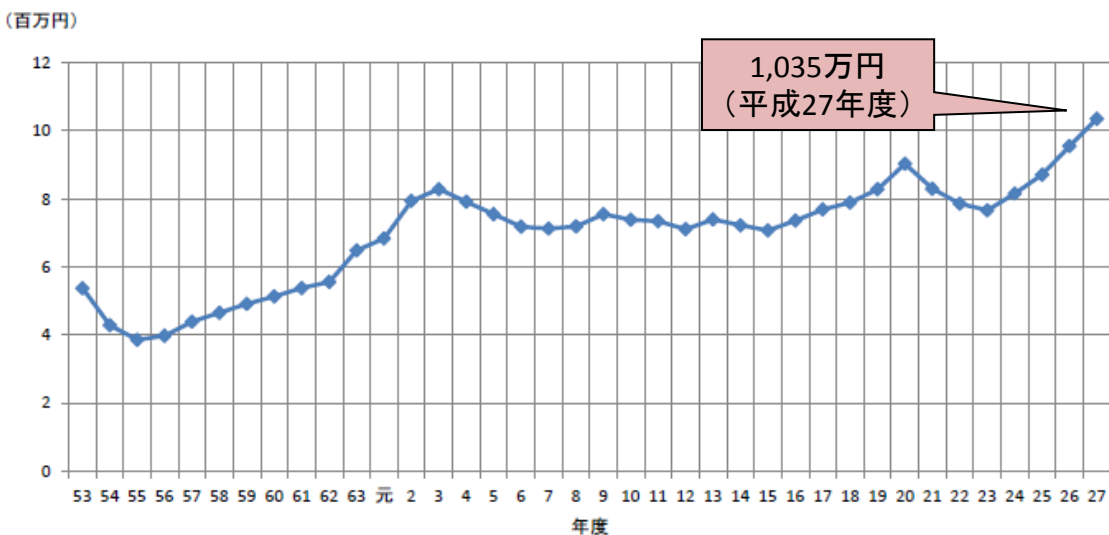
共済貸付金の回収率



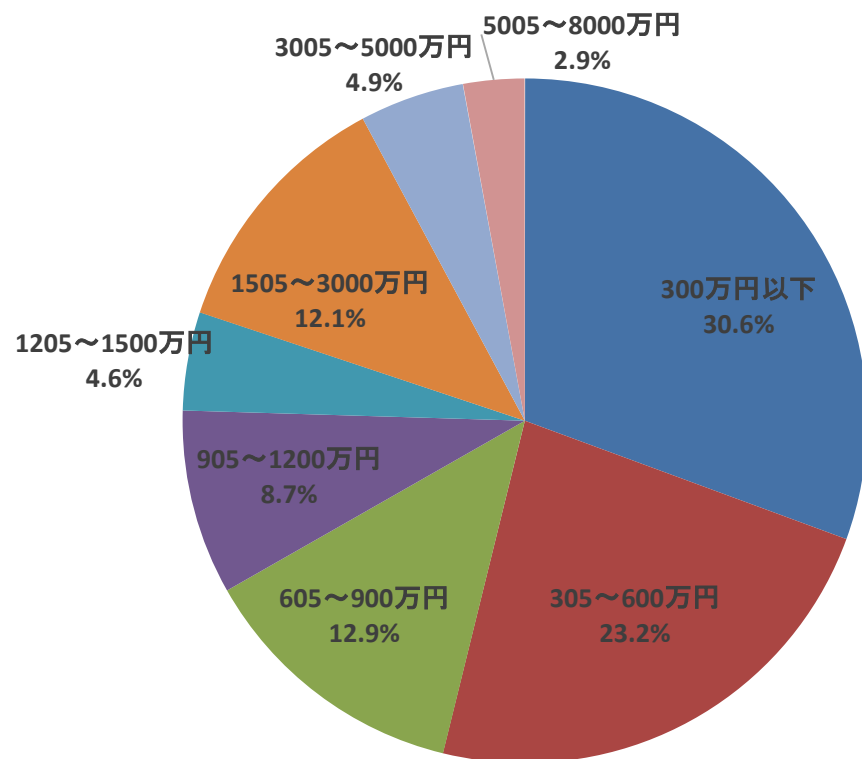
※年度毎の回収率は、「当該年度中の回収額」/「当該年度中回収予定額」×100として計算している。

1 (5) 共済金の貸付額

- 直近の平均貸付額は、1,035万円。
- 1,500万円以下の貸付けが大宗を占める。



平均貸付額の推移

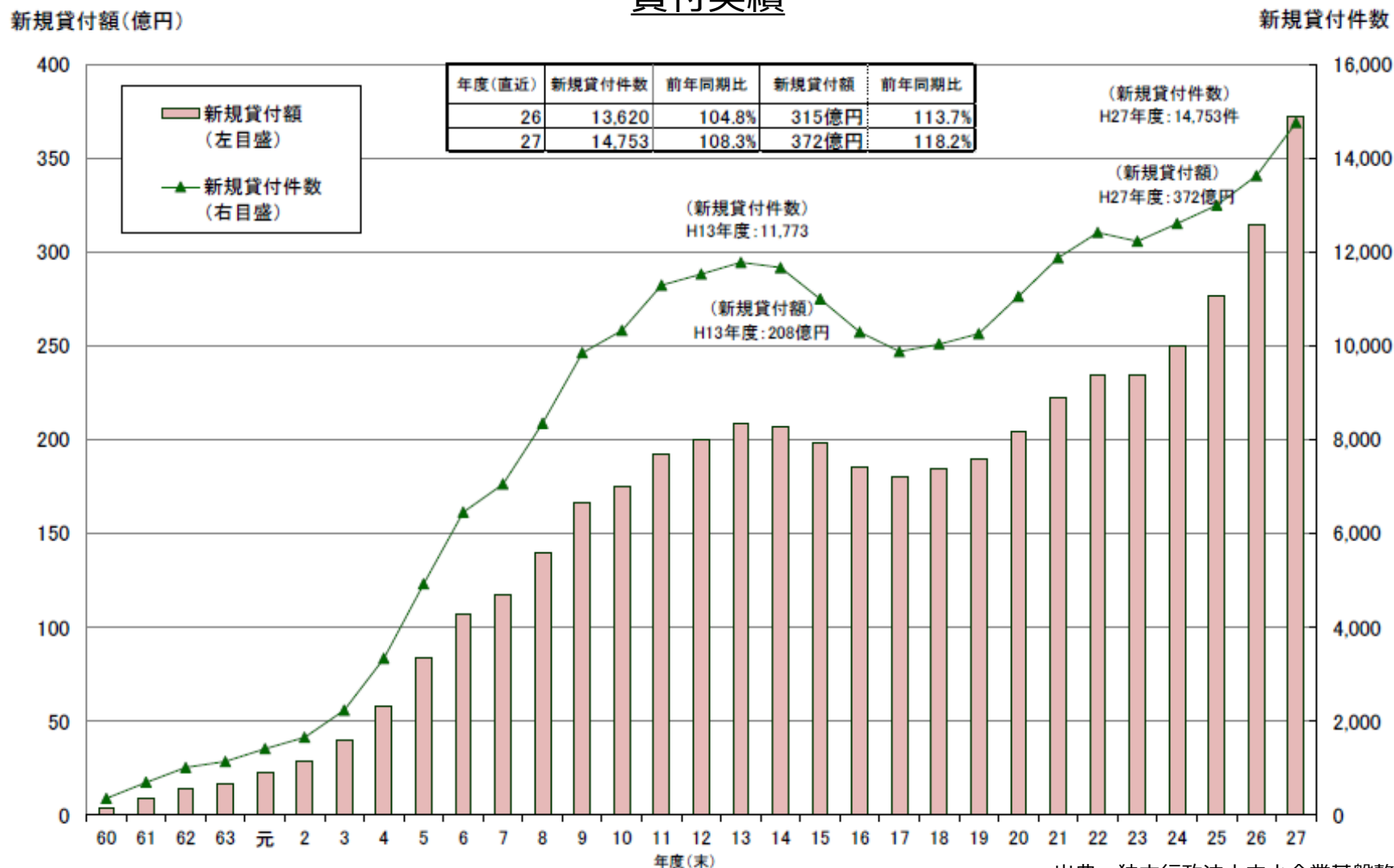


貸付額の分布 (平成27年度)

1 (6) 一時貸付金の貸付実績について

○ 平成18年度以降、新規貸付件数、新規貸付金額ともに増加傾向。

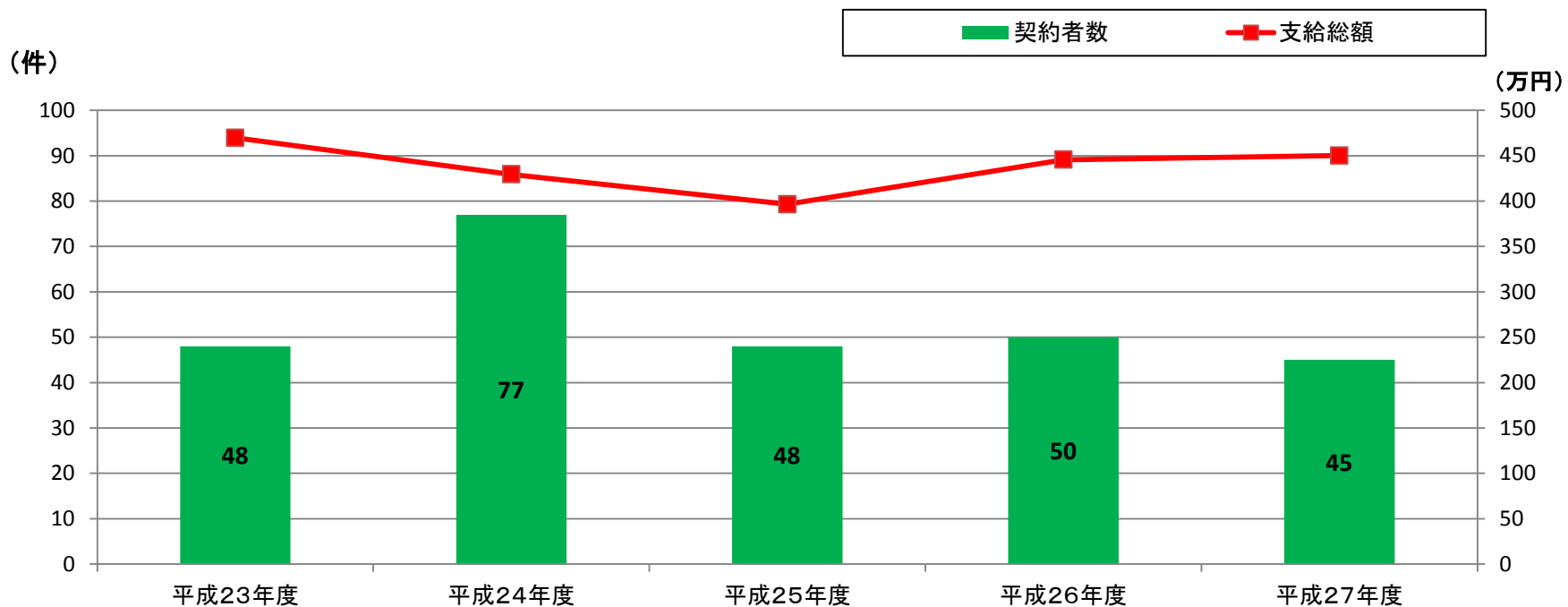
貸付実績



1 (7) 早期償還手当金の利用実績等

○ 平成27年度において、早期償還手当制度の利用者は、完済者のうち約2%程度。

○早期償還手当金制度の利用状況について



1 (8) 平成27年度決算について (財務諸表)

○ 前回の法律改正以降、加入者の増加や掛金の増額により、貸借対照表の規模が拡大。平成27年度決算における基金経理資産額は、1兆2640億円。

○ 損益においては、完済手当準備基金戻入益として、10.6億円を計上している。

貸借対照表

平成28年3月31日現在

損益計算書

自平成27年4月1日

至平成28年3月31日

(単位:百万円)

(単位:百万円)

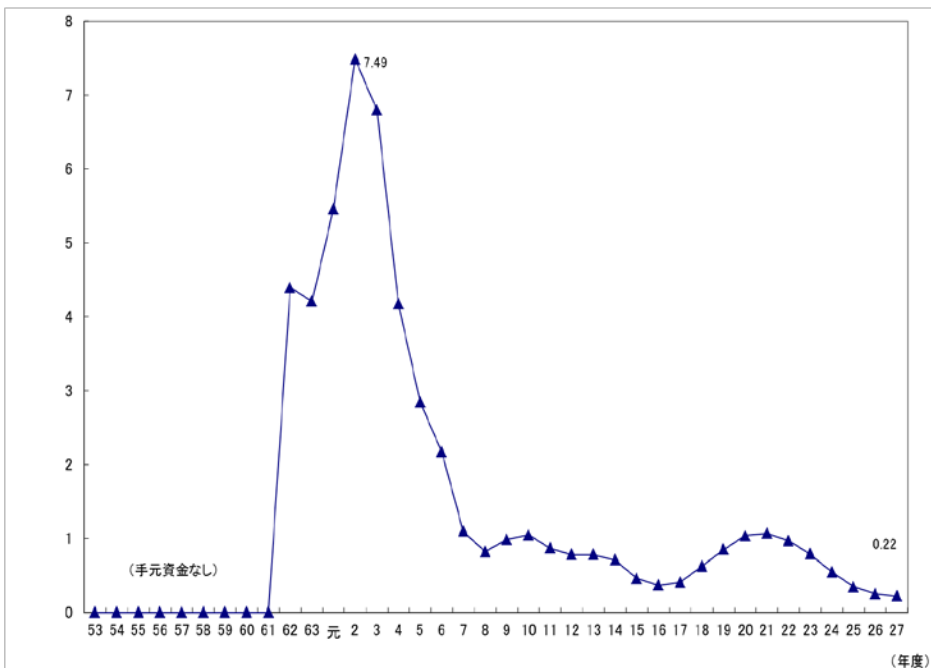
資産の部		負債及び資本の部		費用の部		収益の部	
科目	27年度末金額	科目	27年度末金額	科目	金額	科目	金額
流動資産	459,952	流動負債	75,267	経常費用	245,519	経常収益	244,450
現金・預金	184,066	短期借入金	0	経営環境対応事業[共済]	245,519	共済事業掛金等収入	241,619
代理店勘定	22,748	未払金	4,403	解約手当金	63,825	資産運用収入	2,385
事業貸付金	76,349	未払費用	0	前納減額金	3,586	貸付金利息	297
有価証券	186,000	前受金	69,688	早期償還手当金	4	雑収入	149
未収収益	547	預り金	540	雑費用	328	倒産防止共済基金戻入益	0
未収入金	0	前受収益	169	貸倒引当金繰入	1,422	臨時利益	1,068
前払金	0	仮受金	466	倒産防止共済基金繰入	176,258	貸倒引当金戻入益	0
その他の流動資産	8			業務等経理繰入	95	完済手当準備基金戻入益	1,060
貸倒引当金(△)	9,765			貸倒損失	0	償却債権取立益	8
固定資産	804,026	固定負債	1,130,471	臨時損失	0		
投資その他の資産	804,026	倒産防止共済基金	1,130,471	完済手当準備基金繰入	0		
投資有価証券	804,026						
破産更生債権等	16,765	特別法上の引当金等	58,240				
長期性預金	△ 0	完済手当準備基金	58,240				
貸倒引当金(△)	16,765						
		(負債合計)	1,263,979				
		剰余金	0				
		利益剰余金	0				
		積立金	0				
		当期利益金	0				
		(資本合計)	0				
資産合計	1,263,979	負債・資本合計	1,263,979	合計	245,519	合計	245,519

1 (9) 運用利回り、前納減額金について

- 運用収益は、長年1%程度で推移してきたが、近年は金利の低下の影響を受けて、運用利回りが低下している。(27年度では0.22%)
- 前回法改正以降、掛金収入の増加とともに、前納減額金も増加。平成27年度決算において、約35.9億円となっている。

○運用利回りについて

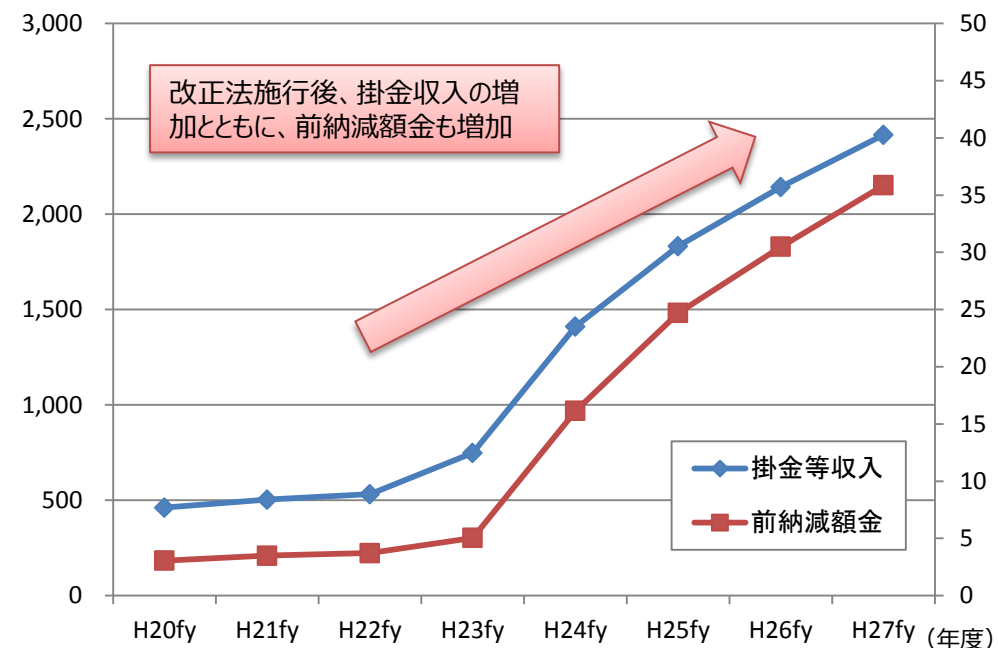
運用利回り
(%)



○掛金等収入、前納減額金の推移

掛金等収入
(億円)

前納減額金
(億円)



1 (10) 共済制度の現状および財政状況について①

(1) 加入状況について

本制度の平成27年度末における在籍件数は、約40.2万件。新規加入件数は、平成4年度から平成17年度まで減少傾向が続いていたが、平成18年度から増加基調に転じ、平成27年度（47,503件）においては、前年度に比べ約3,000件増（対前年度比107%）と新規加入増が続いている。脱退件数は平成27年度（21,807件）においても、前年度に比べ約2,168件増（対前年度比110.4%）となっているが、平成20年度以降、新規加入者が脱退者を上回る状況が続いている。

(2) 掛金月額について

平成27年度末における在籍者の平均掛金月額は約7万4千円であり、掛金月額の限度額である20万円を積み立てている在籍者の比率は24.7%である。平成23年の改正法施行以降、掛金月額は20万円が増加しており現在、在籍者の1 / 4を占めている。

これを平成27年度単年度で見ると、新規加入者の平均掛金月額は約12万3千円であり、うち、20万円を積み立てている新規加入者の比率は48.9%である。

(3) 共済金貸付状況について

平成27年度における共済金貸付実績は689件、約71億円であり、平均貸付金額は約1,035万円である。貸付件数及び貸付額は、平成13年度（14,967件、約1,107億円）以降減少傾向にあり、リーマンショックなどの影響があり、平成19年度～20年度にかけて一時的に増加しているが、平成21年度以降は引き続き減少している。

共済金の貸付状況を共済事由別に見ると、破産の申立てが38.5%、私的整理が28.3%、銀行取引停止が20.9%、再生手続開始の申立てが12.2%であり、前回改正時に新たに共済事由として運用をしている私的整理が一定の割合を占めている。

1 (1 1) 共済制度の現状および財政状況について②

(4) 共済金貸付の償還状況について

近年貸付回収率は向上傾向であり、直近5年の平均で、約88.9%となっている。なお、累計ベース（制度創設～平成27年度末）では、85.4%である。

(5) 一時貸付金について

平成27年度における一時貸付金の貸付実績は、14,753件、約372億円であり、平均貸付額は約252万円であった。平成18年度以降、新規貸付件数、金額ともに増加傾向である。

(6) 早期償還手当金について

早期償還手当金は、前回改正時に導入された制度。平成27年度において、早期償還手当制度の利用は45件、支給総額は450万円であり、完済者のうち約2%程度が利用している。

(7) 財務状況について

前回の法律改正以降、加入者の増加や掛金の増額により貸借対照表の規模が拡大しており、平成27年度決算における基金経理資産額は、1兆2640億円であった。また、損益においては、完済手当準備基金戻入益として、10.6億円を計上している。

損益に関する特徴としては、収益項目では運用収入が金利の低下を受けて減少しており、また、費用項目では、前納減額金が大幅に増加（平成27年度：35.9億円）している。

2. 貸付限度額、掛金納付制限額、掛金月額について

2 (1) 共済金の貸付限度額、掛金納付制限額、掛金月額について

現行制度と基本的な考え方

【現行の制度】

共済金の貸付限度額	:	8,000万円
掛金納付制限額	:	800万円
掛金月額	:	5千円～20万円

【基本的な考え方】

・共済金の貸付限度額

共済金の貸付限度額は、取引先企業の倒産の影響を受けて倒産する等の事態をその貸付を受けることにより、中小企業者の大部分が避けることができると見込まれる資金の額等を勘案して定めている(法第9条第3項)

・掛金納付制限額

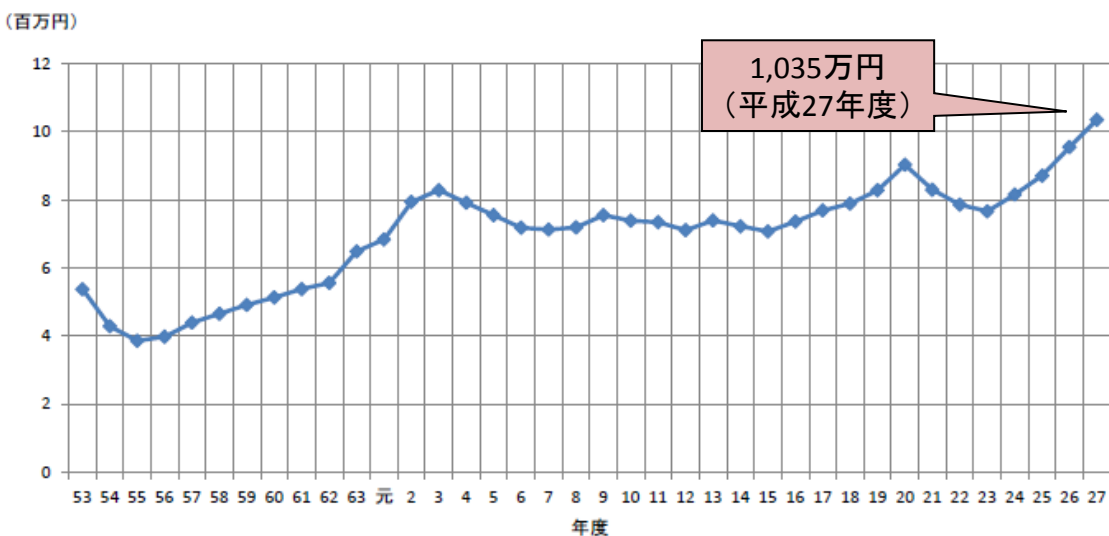
掛金納付制限額は、共済金の貸付限度額の1/10と規定(法第11条第4項、第14条第3項)。

・掛金月額

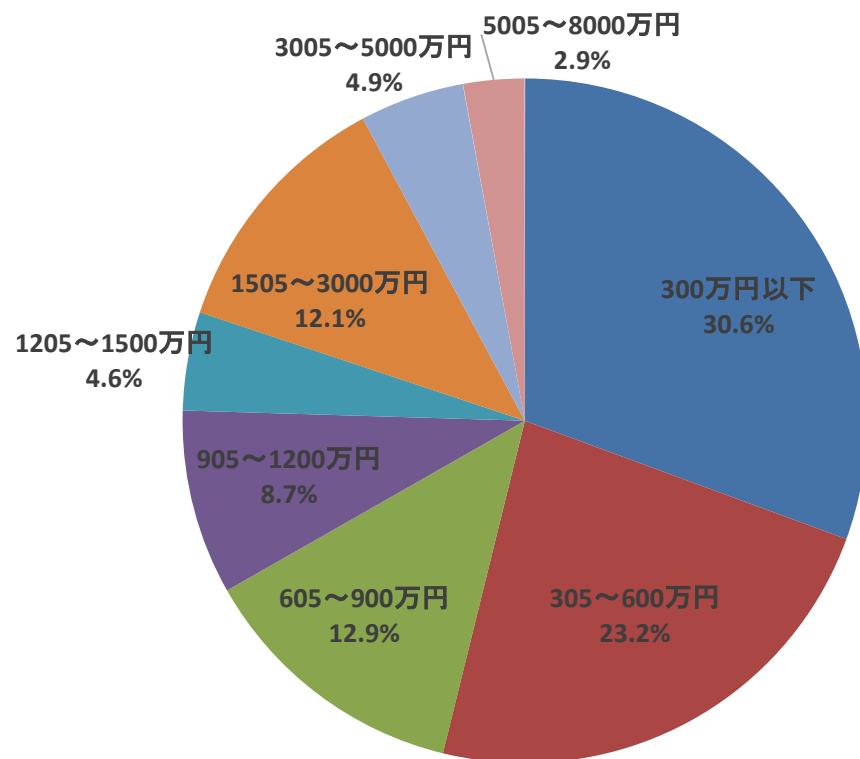
掛金月額は、掛金納付制限額の1/40以下と規定(法第4条第2項)。加入者の月々の支払い負担が過剰にならない範囲で合理的な期間のうちに必要な積立てができるよう設定。

2 (2) 共済金の貸付額 (再掲)

- 直近の平均貸付額は、1,035万円。
- 1,500万円以下の貸付けが大宗を占める。



平均貸付額の推移



貸付額の分布 (平成27年度)

2 (3) 取引先の倒産による債権額

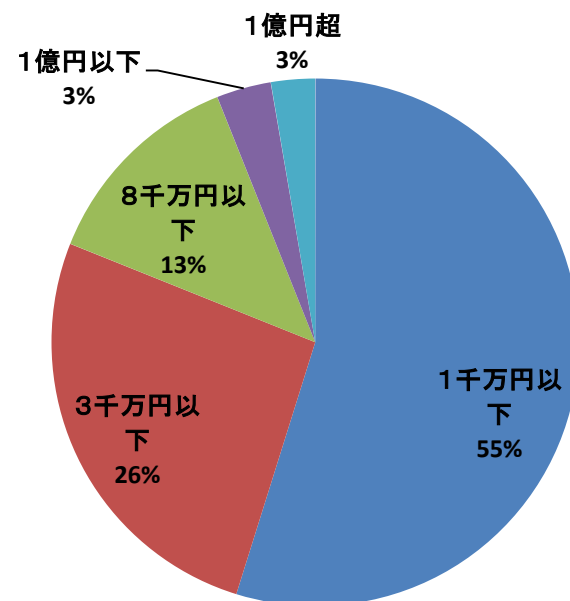
- 平成23～27年度における、取引先の倒産による中小企業の平均債権額は、約14百万円。このうち、共済の貸付限度額である8,000万円までの範囲で、98%以上をカバーできている。
- また、加入者アンケートの回答でも、現行の貸付限度額により94%がカバーされている。

○取引先の倒産による中小企業の債権額（平成23～27年度）

債権額	年度	合計		
		件数	構成比	累積率
1,000万円以下		21,448	81.9%	98.2%
1,000万円超～2,000万円以下		2,445	9.3%	
2,000万円超～3,000万円以下		833	3.2%	
3,000万円超～4,000万円以下		419	1.6%	
4,000万円超～5,000万円以下		228	0.9%	
5,000万円超～6,000万円以下		144	0.6%	
6,000万円超～7,000万円以下		115	0.4%	
7,000万円超～8,000万円以下		70	0.3%	98.4%
8,000万円超～9,000万円以下		70	0.3%	
9,000万円超～1億円以下		38	0.1%	98.6%
1億円超		370	1.4%	100.0%
合計		26,180	100.0%	
平均債権額		13,974		千円

出典：東京商工リサーチ

○加入者アンケートの結果（Q.貴社が最も大きい売掛金債権等を有する取引先との間での、当該売掛金債権等の額はいくら位ですか。）



出典：独立行政法人中小企業基盤整備機構

2 (4) 掛金月額（積み立て期間）

- 平成27年度の貸付実績689件のうち、加入から40ヶ月未満（現在の最短積み立て月数）の期間に取引先が倒産し、貸付請求に至った件数は120件（17.4%）。
- このうち、現行の掛金月額上限（20万円/月）で積み立てても、負債額をカバー出来なかった件数は、7件と全体の1%程度となっている。

○掛金納付月数と貸付請求件数（平成27年度）

月数	件数	構成比
40ヶ月未満の貸付件数	120	17.4%
40ヶ月以降の貸付件数	569	82.6%
全貸付件数	689	100.0%



○掛金納付月数が40ヶ月未満における貸付請求件数（平成27年度）

月数	40ヶ月未満の貸付件数		月額20万円でも、積み立て不足だったケース	
	件数	構成比	(件)	構成比
6～12ヶ月	15	2.2%	1	0.1%
13ヶ月～18ヶ月	14	2.0%	3	0.4%
19ヶ月～24ヶ月	21	3.0%	1	0.1%
25ヶ月～30ヶ月	18	2.6%	1	0.1%
31ヶ月～36ヶ月	37	5.4%	1	0.1%
37ヶ月～40ヶ月未満	15	2.2%	0	0.0%
合計	120	17.4%	7	1.0%

2 (5) 共済金の貸付限度額、掛金納付制限額、掛金月額について①

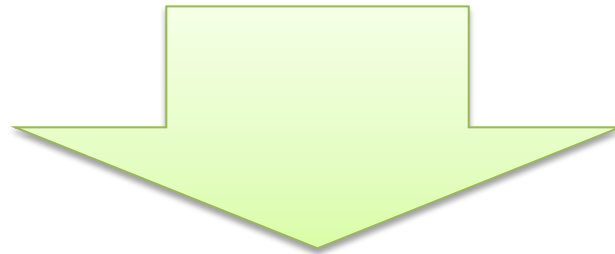
論点及び方向性

研究会において、以下の通り、共済金の貸付限度額、掛金納付制限額、掛金月額等について検討を行った。

○共済金の貸付限度額、掛金納付制限額について

直近の平均貸付額は、1,035万円であり、1,500万円以下の貸付けが大宗を占めている。また、民間調査会社の調査によると、平成23～27年度における、取引先の倒産による中小企業の平均債権額は、約1,400万円であり、共済の貸付限度額である8,000万円までの範囲では、98%以上をカバーされていることが確認された。

法律上、共済金の貸付限度額は、取引先企業の倒産の影響を受けて倒産する等の事態をその貸付を受けることにより、中小企業者の大部分が避けることができると見込まれる資金の額等を勘案して定める(法第9条第3項)とされており、今回貸付限度額の引き上げを行う必要性に乏しいと考えている。



2 (6) 共済金の貸付限度額、掛金納付制限額、掛金月額について②

論点及び方向性

なお、研究会においても、取引額が大きい事業を営んでいる事業者のために貸付限度額を引き上げるべきという意見や、税制優遇のない別枠での契約を可能にしてはどうかとの意見もあったが、次の観点から、対応は困難と考えているところ。

- 共済金の貸付限度額の現行限度額からの引き上げについては、法で「取引先企業の倒産の影響を受けて倒産する等の事態をその貸付を受けることにより、中小企業者の大部分が避けることができると見込まれる資金の額等を勘案して定める(法第9条第3項)」とされており、現行法上、引き上げが必要とされる状況にないこと。
- 税制優遇のない別枠での契約については、法により「現に共済契約者である中小企業者は、新たな共済契約を締結することができない(法第3条第2項)。」とされ、別枠での契約は現行法上別枠で契約を行うことは不可能であるとともに、税制によるメリットなしにこれらの拡充を望むニーズも少ないこと。
- また、現行の貸付限度額を超える資金需要に対しては、政府系金融機関や信用保証協会において連鎖倒産に係る融資制度が整備されているため、こうした制度を合わせて活用することにより対応が可能と考えられること。

○掛金月額について

平成27年度の貸付実績689件のうち、加入から40ヵ月未満（現在の最短積立て月数）の期間に取引先が倒産し、貸付請求に至った件数は120件（17.4%）。このうち、現行の掛金月額上限（20万円／月）で積み立てても、負債額をカバー出来なかった件数は、7件と全体の1%程度であった。

掛金月額は、加入者の月々の支払い負担が過剰にならない範囲で合理的な期間のうちに必要な積立てができるよう設定することとしており、現状引上げの必要性に乏しいと考えている。

3. 償還期間・据置期間について

3 (1) 共済貸付金の償還期間、据置期間に関する検討

【現行の制度】

○共済貸付金：償還期間

5,000万円未満 : 5年（据置期間6ヶ月含む）

5,000万円以上～6,500万円未満 : 6年（据置期間6ヶ月含む）

6,500万円以上～8,000万円以下 : 7年（据置期間6ヶ月含む）

※前回改正（平成22年度）では、6年及び7年の償還期間を追加。

【これまでの基本的な考え方】

- ・償還期間については、加入者である中小企業者にとって月々の返済負担が過大にならないよう配慮。
- ・据置期間については、売掛金回収困難となった中小企業の経済的困窮に配慮。
- ・共済制度の安定的な運営を維持する観点から確実な返済を確保しなければならないことに留意。

3 (2) 共済貸付金の償還期間、据置期間に関する検討

論点及び方向性

本共済制度は、取引先企業の倒産により売掛金債権の回収が困難となり、自らの連鎖倒産等の事態を防止するための貸付制度であり、その償還期間等については、中小企業者にとって月々の返済負担が過大にならないよう、現状100万円程度以下になるよう設定している。(前回改正時に、貸付額の上限を引き上げた際に、6～7年の償還期間を措置。)

これら償還期間、据置期間については、延長を希望する声もあることから、研究会においても検討を行ったが下記の理由により、変更の必要はないのではないかと考えている。

- 償還期間、据置期間を延長すれば加入者の月々の返済負担が軽減される効果はあるものの、本制度全体での貸倒れリスクが高まることが見込まれ、「貸付金の1/10の掛金の権利消滅」といった制度の根幹にも影響するものとなること。
- 個々の資金繰りの改善という課題に対しては、本制度の中での対応は困難であり、他の公的金融や信用保証制度等によりカバーされるべきものと考えられること。
- 本共済制度の償還期間(5～7年)、据置期間(6ヶ月)については、金融機関による貸付と比較しても遜色はないものと考えられること。

また、共済貸付金の償還が困難となった場合、機構は、最大限の債権回収に努めつつも、状況に応じて比較的柔軟な対応をとっており、個別の中小企業の状況に応じて対応を行うことが、適切ではないかと考えている。

4. 共済事由について

4 (1) 共済事由について～基本的な考え方～

【現行の制度】

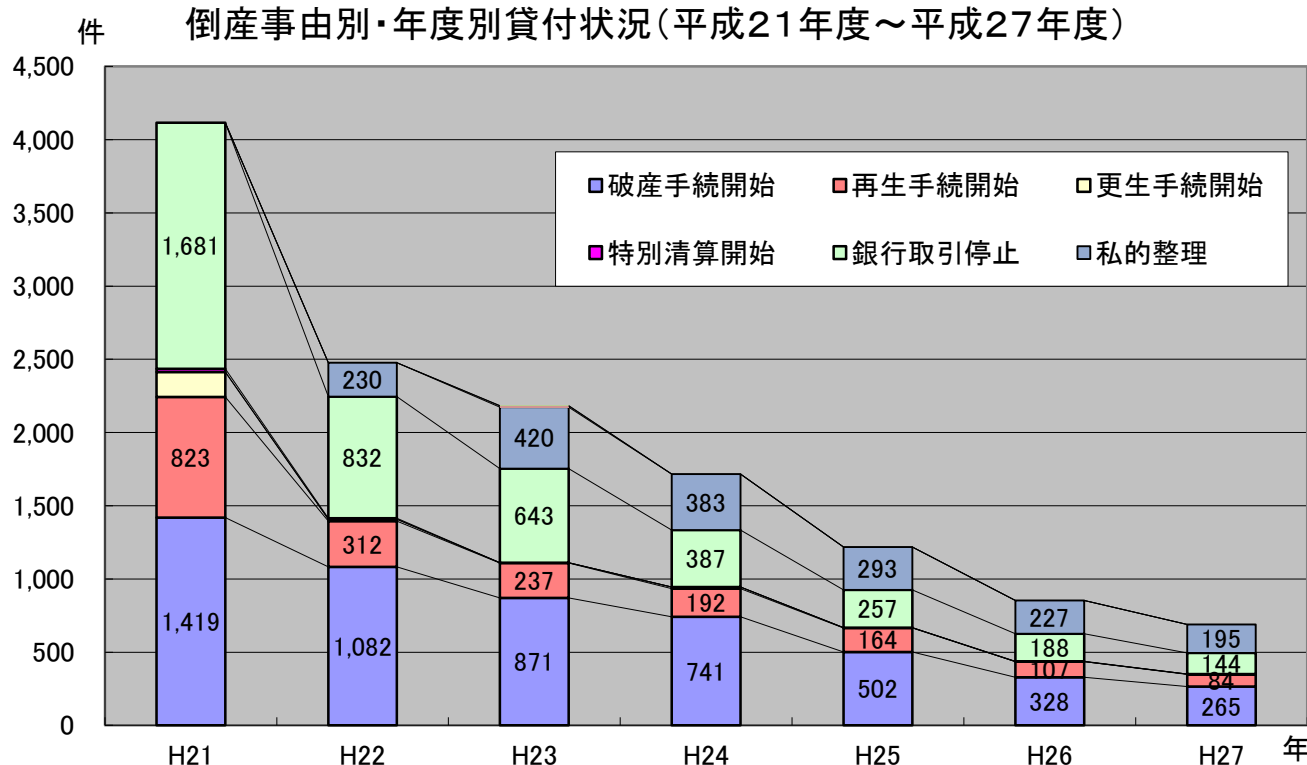
取引先企業に次のいずれかの事態（倒産）が生じ、売掛金債権等の回収が困難となる場合を共済事由とし、共済金を貸し付けることとしている。（法第2条第2項）

- ・破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は特別清算開始の申立て
- ・手形交換所に参加する金融機関で取引停止処分を受けた場合
- ・弁護士、司法書士が介在する私的整理等

※前回改正（平成22年度）では、弁護士、司法書士が介在する私的整理を共済事由に追加

【これまでの基本的な考え方】

共済事由については、その共済事由の発生や発生時期を客観的、形式的に判断し公正な運用ができるよう留意。



出典：
独立行政法人中小企業
基盤整備機構

4 (2) 共済事由について～論点及び方向性①～

論点及び方向性

- (1) 本制度は、「取引先企業の倒産の影響を受けて中小企業が倒産する等の事態の発生を防止するため」（法第1条）、無利子・無担保・無保証人で、迅速な貸付けを行う制度である。
- (2) いわゆる偽装倒産のような不正な案件を排除し、こうした制度の仕組みを維持していくためには、本制度における共済事由である「倒産（以下の①、②に該当）」について、迅速な貸付けを担保するとともに（以下の③に該当）、共済金の貸付請求権の行使期間が倒産発生日を起点に限定されている（法第9条第1項第1号）ために、発生日を特定する必要があることから（以下の④に該当）、以下の4点を満たす必要がある。

- ① 取引先企業が「倒産」という用語の一般的な意味内容の範囲内の状態であること。
- ② 共済契約者の売掛金債権が回収困難な状態であること。
- ③ 取引先企業が倒産状態であること、共済契約者の売掛金債権が回収困難であることを、実質的な審査を要せずに形式的な審査のみで認めることができること。
- ④ 倒産発生日が特定できること。

研究会においては、上記の観点も踏まえながら、「でんさい（電子記録債権）」、「履行遅滞」、「廃業」といった事項について、検討を行っているところ。

4 (3) 共済事由について～論点及び方向性②～

論点及び方向性

○でんさい（電子記録債権）

電子記録債権法は、中小企業など事業者の資金調達の円滑化を図るため、平成20年12月1日（平成19年法律第102号）に施行され、これらを踏まえ、手形や振込に代わる新たな決済手段として、株式会社全銀電子債権ネットワークによる「でんさいネット」の運用が平成25年2月から開始され、これについては、新たな共済事由として、加えるべきではないかとの意見があり、研究会にて検討を行っているところ。

でんさい（電子記録債権）については、

- ① 支払不能が2回以上生じた場合、銀行取引停止処分となることから、手形と同様、倒産と見なすことができる。
- ② 売掛金債権が回収困難な状態となっていることが、制度上明確となっている。
- ③ 手形同様、(株)全銀電子債権ネットワークからの情報提供があれば、形式的な審査で対応が可能。
- ④ ③と同様、情報提供があれば銀行取引停止処分となった日時の特定が可能。

上記から、でんさいの利用状況も踏まえながら、倒産事由として今後検討していくことが適当と考えられる。

○履行遅滞

一定期間の支払い遅延に対しても、倒産事由として追加しても良いのではないかなど意見もあったことから、研究会においても議論しているところ。しかしながら、下記のとおり、

- ① 単純な支払いの遅延だけでなく、夜逃げなど様々なものが考えられ、一般的な概念の「倒産」ではない。
- ② 単純な支払い遅延であるのであれば、「売掛金債権が回収困難」とは、言い切れない。
- ③ 第三者による証明を受ける事が困難であるため、形式的な審査で対応することが不可能。
- ④ 一般的な概念の「倒産」ではなく、どの時点を共済事由の発生日とするか議論が必要であるとともに、③と同様 第三者による証明を受けることが困難と考えられるため、形式的な審査が困難。

このため、履行遅滞については、共済事由とすることは困難と考えられる。

4 (4) 共済事由について～論点及び方向性③～

論点及び方向性

○廃業

「休廃業」とは、基本的には、資産が負債を上回る資産超過状態で事業を停止することであり、「倒産」とは基本的にその意味が異なるものの、近年の廃業に関する動向も踏まえて、本共済による対応が必要であるか研究会において、議論してきたところである。しかしながら、下記の通り、

- ① 廃業は、資産超過の状態での事業を停止することであり、一般的な概念の「倒産」ではない。
- ② 資産超過の状態であるため、「売掛金債権が回収困難」とは、言い切れない。
- ③ 第三者による証明を受ける事が困難であるため、形式的な審査で対応することが不可能。（ただし、現行共済事由である私的整理と同様の手続きを行うのであれば、同様な取り扱いをすることは可能と考えられる。）
- ④ 一般的な概念の「倒産」ではなく、どの時点を共済事由の発生日とするか議論が必要であるとともに、③と同様第三者による証明を受けることが困難と考えられるため、形式的な審査が困難。

このため、廃業については、共済事由とすることは困難と考えられる。

- なお、履行遅滞も廃業も、法的整理又は私的整理に至り、その時点で加入者の売掛金債権が回収困難になるものと整理し、これにより、従来の共済事由の要件を満たせば、共済金貸付が受けられるようになると考えることが適切ではないかと考えられる。

5. 1 / 1 0 の掛金の権利消滅について

5 (1) 共済貸付金の10分の1の権利消滅について

【現行の制度】

共済金の貸付を受けた場合、共済貸付額の10分の1に相当する掛金の権利が消滅(法第9条第2項第1号、法第11条第4項)。

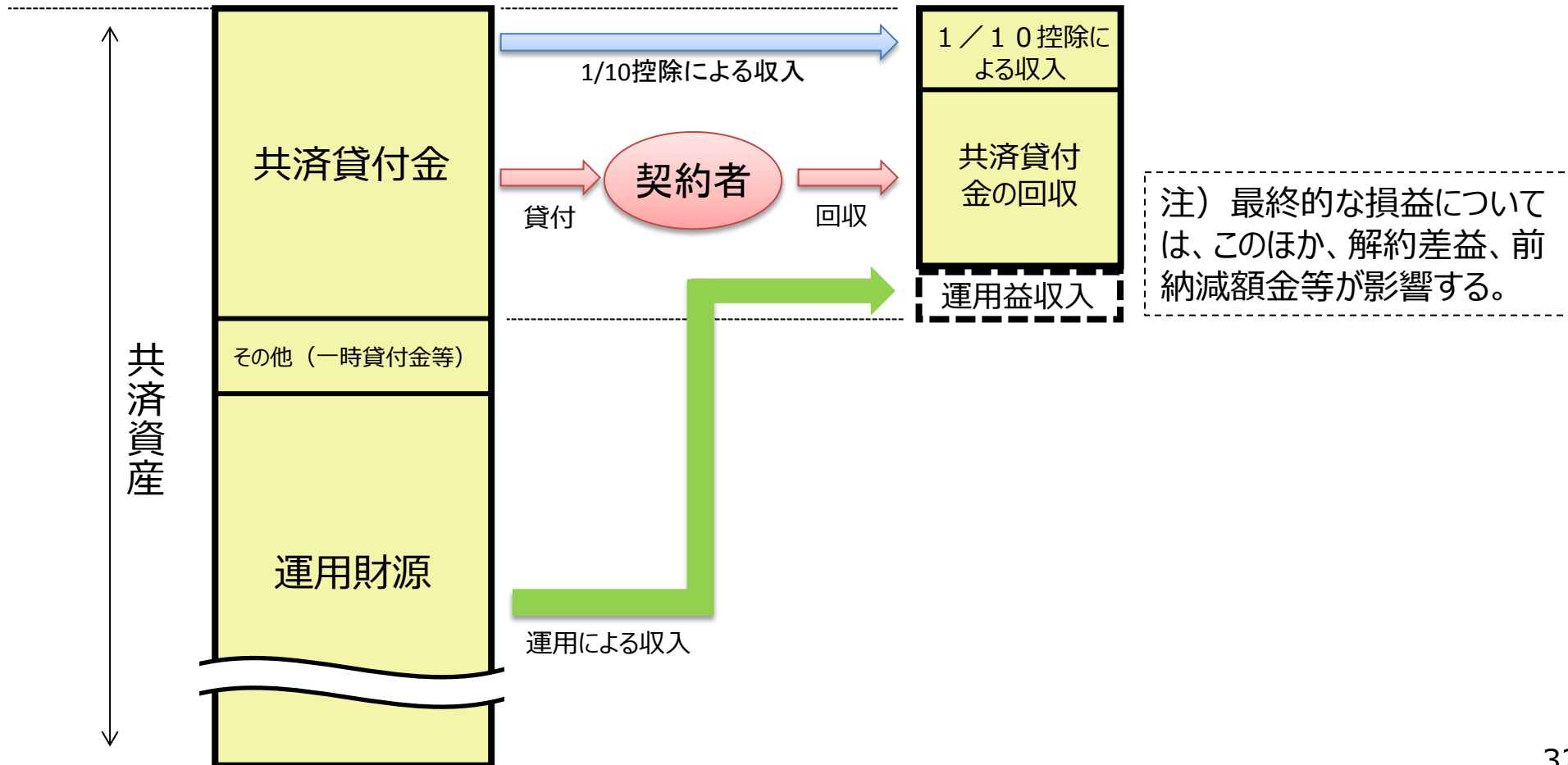
【これまでの基本的な考え方】

・与信審査を行わず、無担保・無保証人で簡易・迅速に資金を貸し付けるといふ本共済制度の特徴を維持するためには、貸倒れ等の一定のコストを見込むことが必要であることに留意。

5 (2) 共済貸付金の10分の1の権利消滅について～基本的な財政構造について①～

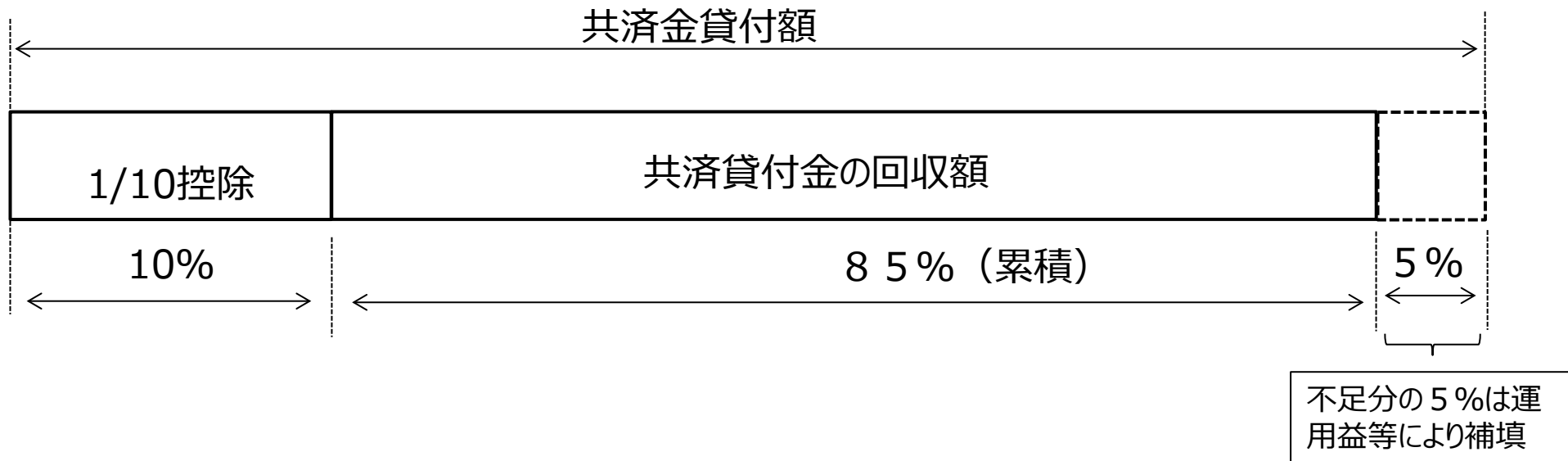
- 加入者の掛金は、共済貸付金及び一時貸付金として、加入者に貸し付けられる。
- これ以外の掛金については、運用財源として債券等で運用を行っている。
- 共済貸付金は、貸付額の1/10控除による収入、共済貸付金の回収、運用益収入がバランスすることにより、収支相償する財政構造となっている。

○共済の基本的な財政構造のイメージ



5 (3) 共済貸付金の10分の1の権利消滅について～基本的な財政構造について②～

- 約定返済予定額に対する累積返済額の割合は約85%。
- 共済貸付金の回収(約85%)と1/10の控除(10%)で不足する資金については、貸し付けていない資金の運用利息等によって補填し、収支が成り立ってきた。



5 (4) 共済貸付金の10分の1の権利消滅について～論点及び方向性～

論点及び方向性

本共済制度は、無担保、無保証人という条件で共済金の貸付が行われるため、運営者である中小機構が相当の努力を払ってもある程度の貸し倒れが生じ、一定の費用を要してしまう。このため、共済金の貸付を受けた者については、その共済金の1/10に相当する額につき、掛金の権利を消滅させ、その財源を捻出し、収支相償の下に制度を運営することとしている。

これについては、加入者の負担を軽減する観点から、見直しをすべきとの意見があり、研究会においても検討を行っているところ。

しかしながら、これまで、共済貸付金の回収(制度創設から累積で約85%程度)と1/10の控除(10%)で不足する資金については、貸し付けていない資金の運用利息等によって補填し、収支を成り立たせている状況であり、市場金利の低下を受けて、今後も運用収入が減少することが見込まれる中で、財政における基礎的な収入である1/10の控除による収入を低減する事は、財政リスクを増大させる可能性が高い。

なお、加入者の負担を軽減する措置として、昭和55年から完済手当金の制度が設けられている。これは、本共済制度の収支が将来にわたって均衡を保つに足り、なお余裕財源が生じていると認められる場合において、償還期日までに全額償還した完済者を対象に、所要額を支給するという仕組みである(しかし、これまで完済手当金について支給の実績がない)。

引き続き、共済事由の発生状況、共済財政の状況等を踏まえつつ、加入者の負担軽減策の在り方として、検討を継続していくことが必要と考えている。

6. 一時貸付金について

6 (1) 一時貸付金について

【現行の制度】

臨時に資金を要する加入者に対し、一定の限度額の範囲内で融資する制度として創設。(法第10条の2)

貸付限度額：右表参照

貸付利率：0.9%

償還期間：1年(一括償還)

【制度の基本的な考え方】

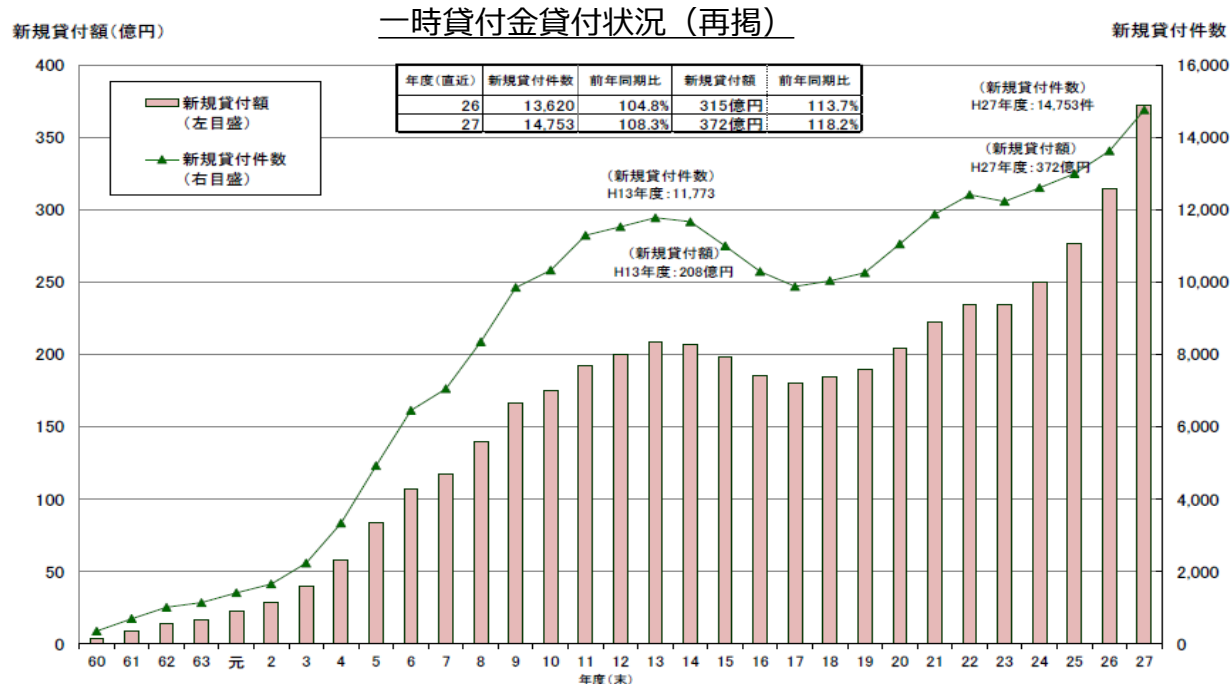
・一時貸付制度は、共済契約者が臨時の事業資金の調達の必要からやむを得ず共済契約を解除する等の事態の防止を図るため、解約手当金の範囲内において貸付を行うために、創設されたもの。

・貸付利率については、貸付に係る経費相当(0.9%)として、利率を設定している。

※利率は、中小機構の事務費と、市中金融機関からの借入コストを踏まえ設定している。現在は、本件に係る借入れを行っていないため、中小機構の事務費相当のみを利率として適用。

○貸付限度額

掛金納付月数	一時貸付金の貸付限度額
12～23か月	掛金総額×75%×95%
24～29か月	掛金総額×80%×95%
30～35か月	掛金総額×85%×95%
36～39か月	掛金総額×90%×95%
40か月以上	掛金総額×95%×95%
掛金総額が800万円の場合	760万円 (800万円×100%×95%)



出典：独立行政法人中小企業基盤整備機構

6 (2) 一時貸付金について～論点及び方向性①～

論点及び方向性

貸付期間、貸付利率等については、研究会において下記の通り検討を行っているところ。

○貸付期間、返済方法について

一時貸付金は、共済契約者が臨時の事業資金の調達が必要からやむを得ず共済契約を解除する等の事態の防止を図るため、解約手当金の範囲内において貸付を行うために創設されたもの。

貸付期間の延長や返済方法（分割返済）等を求める声もあったが、下記により変更の必要性は低いと考えている。

- 共済金の貸付けを受ける場合に、償還すべき一時貸付金がある場合は、貸付を受けることとなった共済金の額から一時貸付金の額が控除されるため、長期間の貸付期間の設定をすれば、長期間に渡り貸付額が控除されることとなり、連鎖倒産を防止する制度趣旨から望ましくないこと。
- 引き続き共済契約者が貸付を希望する場合は、借換えにより対応が出来ていること。

なお、分割返済については、加入者メリットが少なく、システムの改修コストや事務フローの変更などが発生することを考えれば、今回変更する必要性が低いと考えている。

論点及び方向性

○貸付利率について

一時貸付金の利息は、「貸付けに関し必要な経費を勘案して経済産業省令で定める」（第10条の2第3項）とされており、中小機構の事務費及び、市中金融機関からの借入コストを踏まえ設定している（なお、現在は、本件に係る金融機関からの借入れを行っていない）。

研究会においては、貸付金利については比較的低利（0.9%）であることから金利を引き上げ、収入源としてはどうかという意見もあったが、現在、貸付に必要な経費は貸付金利息によって賄えている状態であることから、現行法直ちに金利の引上げを行う根拠がないと考えられる。また、市中金利が非常に低金利で推移している中で、必要な費用を賄えているにもかかわらず、金利を引き上げることは、加入者の理解を得ることも困難と考えているところ。

○その他

一時貸付金については、近年貸付額が増加していることもあり、通常資金繰り等や、売掛金回収困難などへの対応等、多様な目的で活用がなされているのではないかという指摘もあった。一時貸付制度は、共済契約者が臨時の事業資金の調達が必要からやむを得ず共済契約を解除する等の事態の防止を図るため創設されたものであるものの、本件については、継続的に調査し、制度の目的や利便性、加入者のニーズ等も含めて引き続き調査・検証していくこととしたい。

7. 早期償還手当金について

7 (1) 早期償還手当金について

【現行の制度】

・貸付けを受けた共済金を当初の約定償還期限より1 2ヶ月以上早期に完済した場合、繰上期間に応じた早期償還手当金を支給。

※前回改正（平成22年度）に、新たに制度を創設。

【制度の基本的な考え方】

・繰上返済者が、期日一杯まで共済金を利用した者と同程度のメリットを受けられるよう、共済金の償還を前倒しした期間に応じ、早期に償還した金額を運用すると仮定した場合に得られる運用益相当額を支給するよう設計。

7 (2) 早期償還手当金について～論点及び方向性～

論点及び方向性

早期償還手当金の率は、繰上返済者が、期日一杯まで共済金を利用した者と同等程度のメリットを受けられるよう、共済金の償還を前倒した期間に応じ、早期に償還した金額を運用すると仮定した場合に得られる運用益相当額を支給するよう設計されている。

研究会において、貸付時に発生する1 / 10の掛金の権利消滅は、共済貸付を受けるために加入者が支払った信用リスクの対価であるので、早期償還手当金の額は、運用益に連動させるのではなく、早期に償還することによって減少した信用リスクと連動させてはどうかとの意見があり、検討を行っているところ。しかしながら、下記の理由により、直ちに対応することは困難と考えている。

本制度における、共済金貸付額の1 / 10に相当する額の掛金総額からの権利消滅は、与信審査を行わず、無担保・無保証人・無利子で簡易・迅速に資金を貸し付けるに当たって、制度全体として貸し倒れ等に伴って見込まれる一定のコストをカバーする必要があることから、設けられている仕組みである（またその割合についても、前述のとおり変更を要する状態にない。）。



論点及び方向性

こうした制度の枠組を前提にすれば、

- 一部の者が早期償還を行えたとしても、必ずしも貸付先全体の貸倒れリスクの低減には繋がるものではないこと。
- 個別の中小企業の信用リスクは審査しておらず、貸付先全体のリスクのばらつきがあるため、早期償還というインセンティブによって、共済財政が継続的かつ安定的に改善すると言える根拠がないこと。
- 貸倒れが発生する期間毎の分布は、貸付直後は高く、一定期間が経過すると減少する等一定ではなく、適切な減額率の設定が困難であること。
- また、同様に、好況時に早期償還が可能となるものが増え、不況時にその逆となるといった状況も想定されるところ、長期的には景気の変動等を受けることを考慮する必要があること。

このため、個別の中小企業の信用リスクに応じた手当金の支給は、現状の運用からは困難であると考えられるものの、今後も早期償還者の動向も注視しながら、引き続き検討を行っていくこととしたい。

また、現状、約定償還期限より1 2ヶ月以上早期に完済した場合に、早期償還手当金を支給する事となっているが、一部にこれを短縮してはどうかという意見もあったが、手当金が非常に少額となりメリットが少ないこと、かつ、中小機構側でも一定の事務が必要であることも鑑み、当面は、現行制度を維持することが適切と考えられる。

8. 前納減額金について

8 (1) 前納減額金について

【現行の制度】

- ・共済契約者が、掛金の前納をしたときは、経済産業省令で定めるところにより、その掛金の額を減額することができる（法第15条第1項）。前納減額金額については、「5 / 1000」×「その月前に係る月数」としている（なお、12カ月よりも以前に払い込まれた掛金については、12カ月分として取り扱う）（省令第37条）。

※制度創設以来、減額率は改正されていない。なお、同様の制度を有する小規模企業共済では数度に渡って見直しがされている（昭和42年7月（5.0 / 1000）、平成8年4月（3.4 / 1000）、平成12年4月（2.1 / 1000）、平成16年4月（0.9 / 1000））。

【制度の基本的な考え方】

- ・経営基盤が一般に脆弱な中小企業では、不況の際など掛金の滞納が重なって共済契約を解除せざるを得ない事態の生ずることが懸念されるため、本制度では、企業の経営状況が良好なときにできるだけ前納しておくよう前納奨励の意味から共済経理の許す範囲内で減額収納を認めている。なお、前納減額金には、前納した期間に係る利息相当分の還元の趣旨も含まれている。

8 (2) 前納減額金について～論点及び方向性～

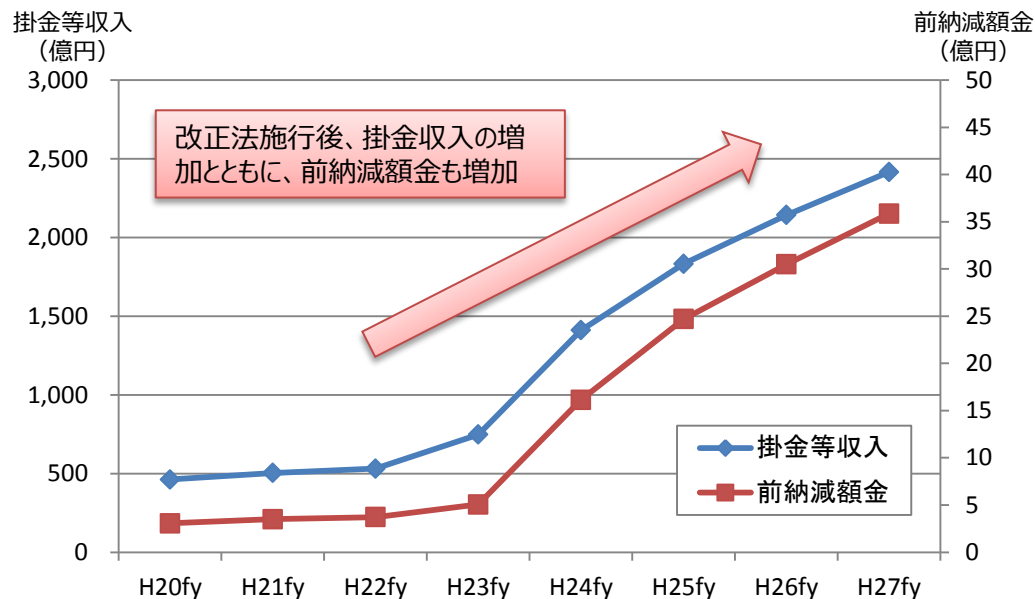
論点及び方向性

前納減額金については、前述のとおり、企業の経営状況が良好なときにできるだけ前納しておくよう前納奨励の意味から共済経理の許す範囲内で減額収納を認めているものである。（なお、前納減額金には、前納した期間に係る利息相当分の還元の趣旨も含まれている。）

しかし、本制度における減額率（1000分の5／月）が制度創設時以降変更されておらず、前回法改正以降、掛金収入の増加とともに、前納減額金による支出が増加しており、平成27年度決算において、約35.9億円となり、大きな赤字要因となっている。

研究会における検討においても、前納減額金によって収支バランスが崩れる可能性が高いことから、速やかに減額率の見直しを行う必要があるとの結論を得たところ。なお、減額率の見直しにおいては、制度趣旨を踏まえつつ、小規模企業共済の例も参考とし、設定することとしたい。

○掛金等収入、前納減額金の推移（再掲）



出典：独立行政法人中小企業基盤整備機構

○他制度における前納減額制度について

区分	保険会社・制度	前納割引率
生命保険	A生命	0.3%
	B生命	0.06%
	C生命	0.04%
	D生命	年率1.7～2.0%程度
公的制度	国民年金	4%
	農業者年金	0.1%
	中小企業退職金共済	1%
	小規模企業共済	1%
	中小企業倒産防止共済	6%

8 (3) 前納減額金について～収支について～

- 平成27年度に新規に貸し付けた共済貸付金は、貸付額の1/10控除による収入と合わせて下記の収支となると想定。近年は回収率が、高率（88.9%（過去5年平均））で推移しているため、共済貸付金の1.1%程度を運用収入で補えば収支相償が可能な状況。例えば、小規模企業共済と同様の1%程度の前納減額金の減額率に引き下げを行えば、当面の間は、運用収入と合わせて共済財政の均衡を保つ事ができると考えられる。

